

意見書

令和5年1月12日

郵政民営化委員会事務局 御中

郵便番号 106-0032
住 所 東京都港区六本木1-7-27
提出者名 全国郵便局長会
会 長 末 武 晃
連絡先 XXXXXXXXXX

かんぽ生命保険の学資保険の改定に関する郵政民営化委員会の調査審議における意見聴取に際し、以下の通り意見を申し述べます。

我が国では、少子高齢化、人口減少が急速に進展する中、特に地方部においては、生活インフラである金融機関、農業協同組合等が撤退を余儀なくされ、これら地域にお住まいの方が日常生活を維持していく上で大きな障害となりつつあります。

このような中で、郵便局が最後の砦になり、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを国民に確実に提供するとともに、地域の発展に資する地方創生等の取り組みを通じて、地域を守り、地域にお住まいの方の生活を守ることが、我々の使命と考えております。

そのためには、健全な経営の下で、現在の郵便局ネットワークの水準を維持していくことが必要であり、公平な規制の枠組みの下で、時代に合ったサービスの改善等により、日本郵政グループが適正かつ安定した収益を確保できることが重要です。

これまで全国郵便局長会は、「経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化」という郵政民営化法の基本理念を実現するためには、「日本郵政グループの一体経営の確保」、「金融2社への上乗せ規制の撤廃」や「ユニバーサルサービスコストの負担」等について、さらなる検討と環境整備が必要不可欠と主張してまいりました。

とりわけ、金融2社（ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険）のいわゆる上乗せ規制については、これを早期に撤廃し、社会の要請に合致した魅力ある商品や新サービス、新規業務を他の金融機関と同様に速やかに実施できるよう、公平な条件としていただきたいと考えております。

かんぽ生命保険の新規業務の届出制への移行は、これに向けた一歩であり、これにより、かんぽ生命保険が新たな商品の開発を行えば、郵便局ネットワークを活用し、全国あまねく公平に、採算が合わない離島や山間僻地にも、その商品を早期に安定的に提供できるようになったと考えております。

今般公表された「かんぽ生命保険の学資保険の改定」については、保険料の利殖効果を高め返戻率を改善する内容で、子供の教育資金を準備したいというお客さまのニーズに応え、利便性の向上を実感できる新商品であり、全国の隅々まで張り巡らされた郵便局ネットワークを活用して提供することができ、お客さまと直接接する私どもとしても、本改定案に賛同いたします。

かんぽの不適正営業問題により、お客さまからの信頼は大きく失墜いたしました。私どもとしても、失われた信頼を取り戻せるよう一丸となって取り組んで参る所存です。そのためにも、お客さまのニーズに合った新商品を、全国の郵便局ネットワークを通じて、早期にお届けしたいと考えております。

郵政民営化委員会におかれては、郵政民営化法の基本理念を踏まえ、利用者にもたらされる利便性の向上を重視いただくとともに、届出制への移行の趣旨に鑑み、速やかなかんぽ生命保険の新商品提供への支援をお願いいたします。

また、業務開始後の確認や検証等が、過度に行われることがないよう、重ねてお願いいたします。

以 上